

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(第6条～第19条)

根拠法:認定こども園法第13条第1項

資料4 (幼保支援課)

〈条例制定にあたっての考え方〉

①幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)に準ずることを基本とする。

②本県を取り巻く状況を踏まえ、県独自基準を規定する。(第16条)

- 非常災害対策…防災対策マニュアルの策定及び必要に応じた点検・見直しを実施。併せて職員や利用者にわかりやすく掲示。

- 地産地消の推進…県内産農林水産物や加工食品を積極的に使用するよう努める。

- 暴力団の排除

項目	国基準				高知県(案)		
					第9条	学級編制	国基準どおり
第4条	【従】	学級編制	満3歳以上の園児で原則35人以下 原則、年度の初日の前日において同年齢の園児で編制				
第5条	【従】	職員の配置	各学級ごとに専任の保育教諭等（主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭）を1人以上配置。 特別な事情がある時は、担任を副園長・教頭が兼任可。又は学級数の1/3以内で助保育教諭・講師が担任可。 0歳児 3:1 常時2人を下ってはならない。 1歳・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4歳・5歳児 30:1 副園長又は教頭 努力義務 主幹養護教諭 養護教諭 養護助教諭 努力義務 事務職員 努力義務 調理員 必置 満3歳以上の園児の食事について、調理業務を委託し外部搬入する場合は不要。		第10条	職員の配置	国基準どおり
第6～7条	【従】	施設設備	園舎及び園庭を備えること。原則、同一の敷地内又は隣接する位置に設けること。 園舎の階数 原則2階建以下。特別な事情があれば3階建以上も可。 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、便所の設置階 原則1階。耐火建築・待避設備を備える場合2階への設置可。 満3歳以上 3階以上の設置は不可。 満3歳未満 耐火建築・待避設備を備える場合3階への設置可。 面積 0歳・1歳児 乳児室 必置 ほふくしないものの人数×1.65m ² ほふく室 必置 ほふくするものの人数×3.3m ²	第11～12条	施設設備	国基準どおり	

条項	国基準						高知県(案)	
第6~7条 【従】	施設設備	面積	2歳児	保育室	必置	1.98m ² /人		
				遊戯室	必置	1.98m ² /人(特別な事情があれば、保育室と兼用可。)		
				園庭(屋外遊技場)	必置	3.3m ² /人		
			3~5歳児	園舎	1学級	180m ²		
					2学級以上	320+100×(学級数-2)m ²		
				保育室	必置	1.98m ² /人(保育室の数は学級数を下ってはならない。)		
				遊戯室	必置	1.98m ² /人(特別な事情があれば、保育室と兼用可。)		
				園庭(屋外遊技場)	3.3m ² /人			
					2学級以下	330+30×(学級数-1)m ²	*いずれか 大きい方	
					3学級以上	400+80×(学級数-3)m ²		
			設備	職員室	必置			
				保健室	必置	特別な事情があれば、職員室と兼用可。		
				便所	必置			第11~12条 施設設備
				調理室	必置	原則“自園調理”		国基準どおり
					満3歳未満	外部搬入不可。		
					3歳~5歳児用	以下の条件を満たせば、給食の外部搬入可能		
						①認定こども園が業務上必要な注意を果たしうる体制が確保されること		
						②栄養士による必要な配慮が行われること		
						③衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する受託業者であること		
						④年齢、発達段階や健康状態に応じた食事の提供、アレルギー等への配慮など、食事の内容、回数及び時機に適切に対応できること		
						⑤食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること		
						ただし、この場合も加熱、保存等の調理機能を有する施設は必要		
				20人未満		提供すべき人数に応じて必要な調理設備を備えていれば、独立調理室でなくても可。		
			【参】	飲料水用設備、手洗用設備、足洗用設備		必置(飲料用設備は手洗用設備・足洗用設備とは区別して設置)		
				放送聴取設備、映写設備、水遊び場、幼児洗浄用設備、図書室、会議室		設置努力義務		
				園具・教具		学級数及び園児数に応じ、必要な種類・数を備え、常に補充し改善すること。	第13条	
第8条	【参】							

条項	国基準				高知県（案）		
第9条	【参】 【従】	教育・保育時間 子育て支援事業 掲示 学校教育法施行規則の準用 運営 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用 【従】 【参】	原則1日8時間。保護者の労働時間、家庭状況を考慮して園長が定める。	満3歳以上の教育時間 満3歳以上の教育週数	1日標準4時間	第14条	
第10条	【参】		教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、保護者自身の子育て力の向上を積極的に支援すること。地域における需要に照らし適切に提供し得る体制の下で行い、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めること。		第15条		
第11条	【参】		幼保連携型認定こども園である旨を見やすい場所に掲示。		第16条		
第12条	【従】		園児が心身の状況によって履修することが困難な教科は、心身の状況に適合するよう課すこと。		第17条		
第13条			設備運営基準を超えて設備及び運営を向上させること。 設備運営基準を超えて設備及び運営している施設は、設備及び運営基準を理由に設備及び運営を低下させてはならない。	運営 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用 【従】 【参】	運営 国基準どおり 第18条		
			人権に配慮し人格を尊重すること。 地域社会との交流及び連携、運営に関する説明に努めること。 施設の目的を達成するために必要な設備を設けること。				
			施設職員 施設				
			必要な知識及び技能の修得等に努めること。 施設は、職員に対して、その資質向上のための研修の機会を確保しなければならない。				
			園児を平等に取り扱う原則				
			園児の国籍、信条、社会的身分又は費用を負担するか否かにより差別的取扱いをしてはならない。				
			虐待等の禁止				
			職員は、園児に虐待その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。				
			懲戒に係る権限の濫用禁止				
			園長は、懲戒に関し園児の福祉のため必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等の権限を濫用してはならない。				
第14条			秘密保持等	第19条	経過措置 国基準どおり 附則第2項		
			職員は、正当な理由なく、業務上知り得た園児・家族の秘密を漏らしてはならない。				
			提供範囲 提供方法				
			保育を必要とする子ども（2号、3号認定） 原則自園調理（他の学校、社会福祉施設等と調理室を兼ねる場合含む。） 満3歳以上については、要件を満たせば外部搬入可能。				
			苦情への対応				
			苦情受付窓口の設置等の必要な措置を講じなければならない。				
			保護者との連絡				
			園長は常に園児の保護者と密接な連絡をとり理解及び協力を得るよう努めること。				
			幼稚園設置基準の準用				
			施設の位置 施設の設備				
附則第2条	【従】	みなし幼保連携型認定こども園の経過措置（施行日から5年間）	運営上適切で、通園の際安全な環境。 指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものであること。	職員配置 設備	従前の例によることができる。	職員配置 設備	経過措置 国基準どおり 附則第4項
附則第3条	【従】	職員配置の特例	副園長・教頭の資格	施行日から5年間は、幼稚園教諭免許状又は保育士資格のどちらかで可。		職員配置の特例	国基準どおり

条項	国基準							高知県(案)						
附則第4条	【従】 既存施設からの移行特例(当分の間)	幼稚園から移行する場合	園庭の面積	2学級以下	$330+30\times(\text{学級数}-1) \text{ m}^2$	幼稚園基準で可	附則第5項 既存施設からの移行特例(当分の間)	国基準どおり						
			乳児室・ほふく室	保育所基準										
			保育室	幼稚園基準で可。										
		保育所から移行する場合	園舎の面積	満3歳以上	$1.98 \text{ m}^2/\text{人}$	保育所基準で可								
			園庭の面積		$3.3 \text{ m}^2/\text{人}$									
		幼稚園又は保育所から移行する場合	園庭の位置	要件(園児が安全に移動でき、安全かつ日常的に利用できること、教育及び保育の適切な提供が可能な場所)を満たせば同一敷地内又は隣接していなくても可。										
なし	なし						第16条	非常災害対策 地産地消 暴力団排除	独自基準					

幼保連携型認定こども園の認可基準

■ 基本的な考え方

- 学校及び児童福祉施設の双方の位置づけを有する“単一の施設”として、幼保連携型認定こども園にふさわしい「単一の基準」とする。
- 既存施設(幼稚園、保育所、認定こども園)からの円滑な移行のため、「設備」に関する基準については、一定の移行特例を設ける。
- 法施行までに現行制度の認定を受けた幼保連携型認定こども園については、施行日の前日までに別段の申出をしない限り、新しい幼保連携型認定こども園としてのみなし認可を受けることとなり、「設備等」については、現行基準を適用する。

■ 条例制定にあたって

- ①幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)に準ずることを基本とする。
- ②本県を取り巻く状況を踏まえ、県独自基準を規定する。(第16条)
 - ・非常災害対策…防災対策マニュアルの策定及び必要に応じた点検・見直しを実施。
併せて職員や利用者にわかりやすく掲示。
 - ・地産地消の推進…県内産農林水産物や加工食品を積極的に使用するよう努める。
 - ・暴力団の排除

■ 設置パターン別の基準

施設の設置パターン	考え方	主な基準
新設  新規で幼保連携型認定こども園を設置する場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼稚園又は保育所の高い水準を引き継ぐ 	<p>〈学級編制・職員配置基準〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 満3歳以上の子どもの教育時間は学級を編制し、専任の保育教諭を1人配置 ● 職員配置基準は、4・5歳児 30:1、3歳児 20:1、1・2歳児 6:1、乳児 3:1 ※配置数は、幼稚園教諭免許状と保育士資格を有する副園長・教頭を含む(経過措置有り) <p>〈園長等の資格〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 原則として教諭免許状と保育士資格を有し、5年以上の教育職・児童福祉事業の経験者 ● 上記と同等の資質を有する者(設置者が判断する際の指針あり) <p>〈園舎・保育室等の面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 満3歳以上の園舎面積は、幼稚園基準(3学級420m²、1学級につき100m²増) ● 居室・教室面積は、保育所基準(1.98m²/人、乳児室は1.65m²/人、ほふく室は3.3m²/人) <p>〈園庭(屋外遊戯場、運動場)の設置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 園庭は同一敷地内又は隣接地に必置とし、面積は、①と②の合計面積 <ul style="list-style-type: none"> ①満2歳の子どもについて保育所基準(3.3m²/人) ②満3歳以上の子どもに係る幼稚園基準(3学級400m²、1学級につき80m²増)と保育所基準のいずれか大きい方 ※代替地は面積算入せず、一定条件を満たす屋上は例外的に算入可とする。 <p>〈食事の提供、調理室の設置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 提供範囲は、保育認定を受ける2号・3号認定子ども(1号認定子どもへの提供は園の判断) ● 原則自園調理(満3歳以上は現行の保育所と同じ要件により外部搬入可)
幼稚園・保育所からの移行  既設の幼稚園(幼稚園型認定こども園)又は保育所(保育所型認定こども園)を基に、新たな幼保連携型認定こども園を設置する場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 適正な運営が確保されている施設に限り、新たな基準に適合するよう努めることを前提として、「設備」に関して移行特例を設ける ● 確認制度における情報公表制度において、移行特例の適用状況を公表し、努力義務を実質的に促す ● 施行10年経過後に、設置の状況等を勘査し、移行特例の内容等を改めて検討する 	<p>〈園舎面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保育所からの移行 保育所基準(1.98m²/人、乳児室は1.65m²/人、ほふく室は3.3m²/人)で可 ● 幼稚園からの移行 幼稚園基準(3学級420m²、1学級につき100m²増)で可 <p>〈園庭の設置・面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保育所からの移行 保育所基準(満2歳以上3.3m²/人)で可 ● 幼稚園からの移行 幼稚園基準(3学級400m²、1学級につき80m²増)で可 <p>〈園庭の設置・面積(代替地・屋上)〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 満2歳の子どもの必要面積に限り、一定要件のもと代替地・屋上の算入可
幼保連携型認定こども園からの移行  法律上、新たな幼保連携型認定こども園の設置認可を受けたものとみなされる場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 新たな基準に適合するよう努めることを前提に、「設備等」に関して、現行の幼保連携型認定こども園の基準によることを認める経過措置を設ける(法律の附則) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 職員配置に関して、現行の幼保連携型認定こども園の配置基準(1号認定子どもは35:1、2号・3号認定子どもは年齢別配置基準)によることを認める ● 設備に関して、現行の幼保連携型認定こども園の設備基準によることを認める(学級編制、運営などについては、新設と同じ基準)